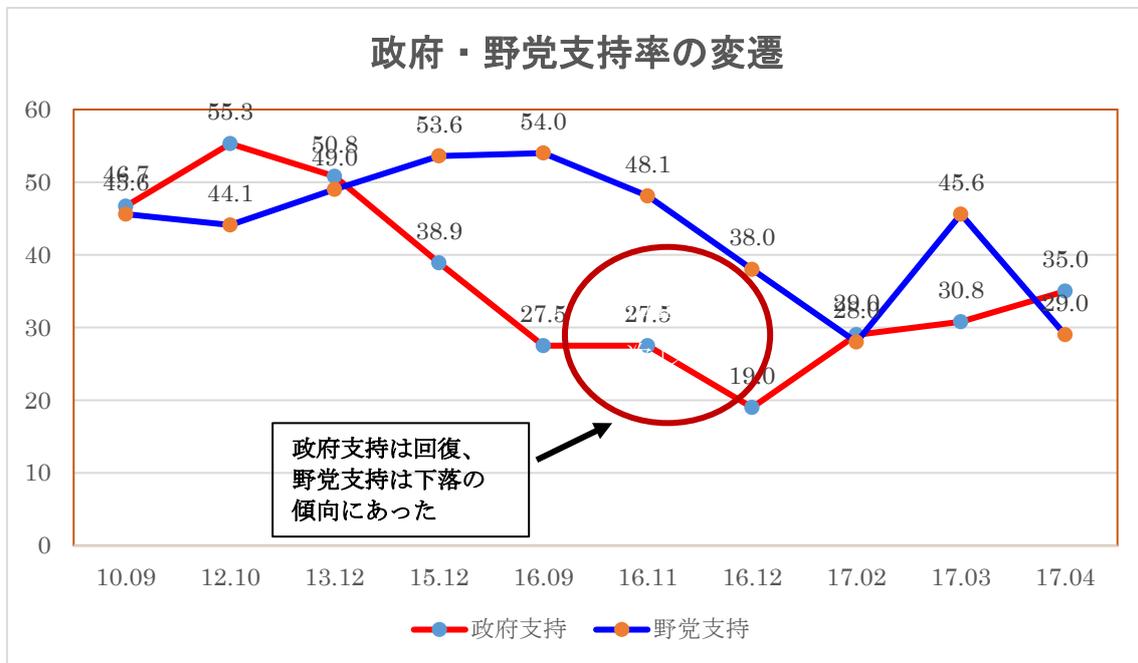


ベネズエラにおけるポスト真実

ベネズエラにおける情勢が緊迫の度合いを深めています。日本で一般的な報道は、まとめれば次のようになるでしょうか。

「経済は完全に破綻し、モノや薬が街から消え、国民は食べものも少なく、生活困難に陥り、不満で抗議に立ち上がり、政権の交代を強く望んでいる。マドゥーロ政権は、国民の意見に背を向け、強権的に国民投票を回避し、選挙を引き延ばし、反政府デモを武力で過酷な弾圧で押さえつけ、民主主義を踏みにじっている。即時の政治囚の釈放が望まれる。海外の諸国もベネズエラ政府による反政府勢力の弾圧を批判しており、マドゥーロ政権は内外で孤立している」。



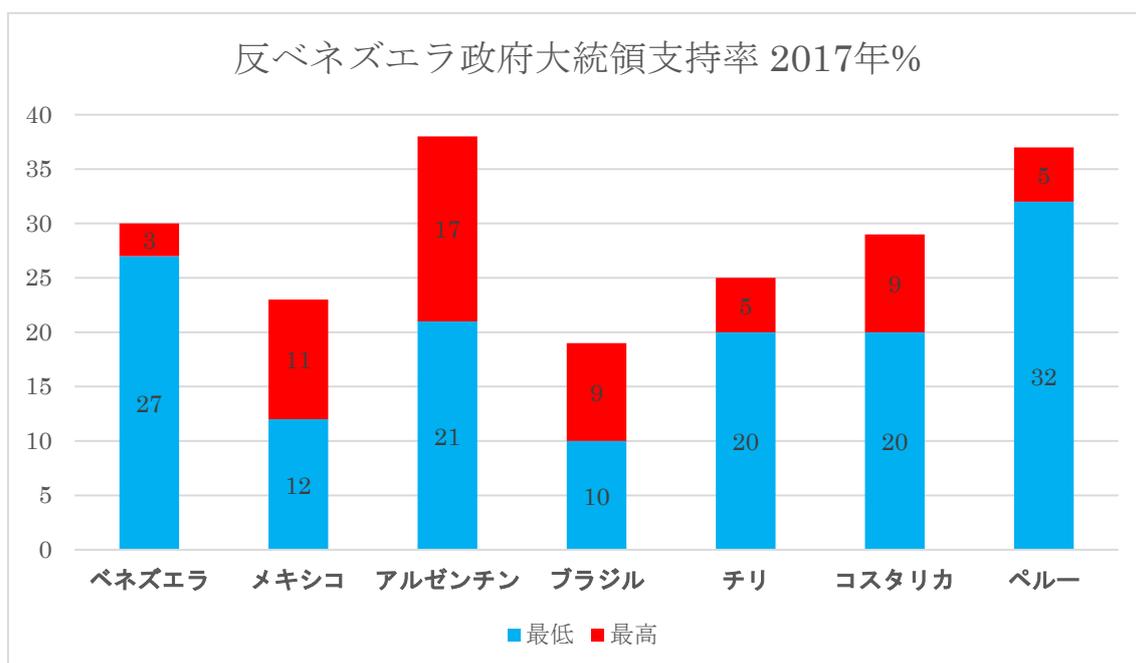
出所：下記資料から筆者作成

このような政権なら、当然、ベネズエラ国民のためになりませんから、大多数の国民は自然発生的に立ち上がり、チャベス派政権は倒壊することでしょう。しかし、圧倒的多数の国民が立ち上がってデモを行っているようには、客観的な映像からも写真からも見えません。実際にベネズエラ国民の支持はどの程度なのでしょう。政府側の世論調査、反政府側の世論調査の数字を見てみましょう。ベネズエラの世論調査は、調査機関の政党の支持傾向により大きくバイアスがかかり違ったものが報道されます。しかし、この点を考慮しても、今年の2月まで野党の支持はいずれの分析からも下がっており、政府の支持は回復傾向にあったことが示されています。これは経済が次第に回復しつつあること、野党の、ともかく国会運営で何が何でも政府案に反対し、重要な議案が通過せず、有効な経済政策が打ち出されなかつ

たこと、レオポルド・ロペスが率いる大衆意志党の過激な街頭デモによるマドゥーロ政権の打倒路線に国民が支持を寄せなくなっていること、野党がかたくなに政府との対話を拒否したことから来ています。

調査期日	政府支持	野党支持	出所
10.09	46.7	45.6	国会議員選挙
12.10	55.3	44.1	大統領選挙
13.12	50.8	49.0	大統領選挙
15.12	38.9	53.6	国会議員選挙
16.09	27.5	54.0	Venebarometro
16.11	27.5	48.1	Dataanalysis
16.12	19.0	38.0	Keller
17.02	29.0	28.0	Hinterlaces
17.03	30.8	45.6	Venebarometro
17.04	35.0	29.0	Hinterlaces

Hinterlaces は政府派、他は野党派調査機関。



また、マドゥーロ政権の支持率は、27~30%程度ですが、これはマドゥーロ政権批判の先頭にたっている、国々の支持率と同じか上にあるものです。

以上のように、ベネズエラにおいては、ボリーバル革命の推進をめぐって、チャベスが存命末期の時から、国民の支持勢力がかなり拮抗していました。2013年大統領選でマドゥーロが1.8票という僅差で勝利した時、与党の側は慎重な政権運営が求められましたが、野党勢力は、米国のラテンアメリカ反転攻勢の支援を受けて、チャベス革命をつぶす好機と見て、

反政府行動を激化し、街頭で過激な破壊活動デモを展開するようになりました(14年2月)。

ベネズエラの権力構造の特色

それでも政権が維持されたのは、ベネズエラの現憲法が、立法権(国会)、行政権(大統領、政府、国軍)、司法権(最高裁判所)、市民擁護権(市民擁護庁、検察庁)、選挙管理権(全国選挙評議会)の5権分立を厳格に規定しており(憲法第136条)、いずれの権力も固有の権限をもっており、他の権力に優越して権利を行使することはできないことになっているからです¹。但し5権の間に行政上の紛争が生じた場合には、最高裁判所が紛争を解決することになっています(憲法第266条)。

ところが、16年1月に発足した新国会で、6日野党は、国会で過半数を獲得した勢いで、憲法を無視する行動を取り、最高裁判所選挙法廷が当選を保留とした国会議員4名のうち、野党連合MUD(民主団結会議)の国会議員3名を国会議員と認めました。これは、最高裁判所の解釈の優位性を無視する憲法違反で(憲法第335条)、最高裁は同議員3名が国会から離脱しない間、以後の国会の議決を無効とすると決定しました(憲法第336条)。国会は1月13日最高裁の決定を受諾しましたが、さらに問題を複雑にしたのは、12日アルマグロ米州機構(OAS)事務総長(2015年3月～)が、3名の当選者を有効とし、マドゥーロ大統領に選挙結果を尊重するように乱暴に内政干渉をしてきたことでした。その後国会では、2月～4月と与野党の間で激しい議論が応酬されましたが、野党の国会権限を逸脱した決定(恩赦法、国民投票基本法案、最高裁判事任命問題など)には当該権力機関である最高裁、全国選挙評議会から無効との判断が出されました。

大統領罷免国民投票の実施を目指して

16年4月19日マドゥーロ大統領の任期が半分を超え、罷免国民投票の対象となることになり、野党は、罷免国民投票実施の申請を行いますが、申請に不備や不正が少なからず見られ、全国選挙評議会からの申請承認が大きく遅れる事態が生まれました。こうした事態の中で、海外からは、米国からの干渉、アルマグロ OAS 事務総長からの執拗な干渉が継続されました。すでに、2月米南方軍司令官カート・ティッド海軍大將が、米国防省、CIA、ベネズエラの軍隊と共同して作戦を展開する、「ベネズエラ・フリーダム2作戦」を作成し、上院軍事サービス委員会に提出されていました。これは、米国が野党勢力、国内の NGO、アルマグロ OAS 事務総長と共同してベネズエラへの介入を円滑に行うための作戦です²。さらに、3月3日米国のオバマ大統領は、ベネズエラが米国の安全保障上脅威であるという大統領執行令を1年間延長することを決定し³。5月以降アルマグロ OAS 事務総長は、ベネズエラへの米州民主主義憲章の適用を申請し、ベネズエラに集団的制裁を科すことを追求します。

一方、国内では、野党は、国会での議席多数と、経済不満から来る多くの国民の不満、外国からの応援も受けて遮二無二マドゥーロ政権打倒をめざし、政府側の再三にわたる対話への呼びかけ、UNASUR(南米諸国連合)主導のサパテーロ(元スペイン首相)、トリホス(元

パナマ首相)、フェルナンデス(元ドミニカ共和国首相)の対話への呼びかけにも応じず、5月、カプリーレス正義第一党首は、国軍にクーデターを行うように呼びかけるに至りました。「激烈、突発的」というベネズエラの政治的風土⁴の中で、野党側は、国会での議席多数と、経済不満から来る多くの国民の不満、外国からの応援を背景に国民投票の手続きや法律を無視してあまりにも性急に進め、政府側は、頑なに申請の不備について承認が遅れ、両者の対立が激化していきました。2004年8月にチャベス政権の下で国民投票が実施された際には、国民投票実施の合意から1年3カ月、国民投票要求申請用紙の配布(03年11月)からほぼ10カ月かかっています。今回昨年4月に投票実施要求申請書が交付された際、全国選挙評議会が17年の2月以降になると回答したのは、過去の事例から理由があったことでした。しかし、そうしたベネズエラの国内政治、法制度の事情を無視して海外から米国政府や大手メディアが国民投票の実施プロセスが著しく遅れているとして、民主主義を尊重すべきとマドゥーロ政権を批判したことは(9、10月米カービー報道官、アルマグロ OAS=米州機構事務総長など)、問題を歪め、一層こじらせるものでした。

8月末、米国の反転攻勢が功を奏して、ブラジルのルセフ大統領が弾劾され失職となり、親米の副大統領テメルが大統領に昇格したことから、メルコスール内で親米国(ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ)が多数派を占めるようになり、メルコスールからのベネズエラの追い出し作戦が開始されました。12月メルコスールにより、ベネズエラは加盟国として権利の停止が通告されました。しかし、問題はメルコスールの問題に止まらず、ベネズエラのメルコスールからの排除、UNASUR、CELAC 内部でベネズエラのマドゥーロ政権を支持する左派政権と親米政権の対立、UNASUR、CELAC の機能停止、解体というのが、米国の戦略であることは明らかでした⁵。

一方で、マドゥーロ大統領罷免国民投票の手続が停滞するなか、全国選挙評議会は、10月県知事・県議会議員選挙を2017年上半期末に実施し、市長・市議会議員選挙を2017年下半期末に実施すると発表しました。理由は、各党に候補者選定の予備選挙が必要であること、各党の政党登録が必要であること、日程の決定が遅れたのは、マドゥーロ大統領の罷免国民投票の日程が不確実で決められなかったことと説明しました。政情の現実からは、そうした事情があったものの、この説明を野党は選挙が与党に不利だとして選挙を先延ばしするものと批判しました。県知事、市長の任期は憲法第160条、162条で4年と決められており、2017年1月までの任期であり、選挙の大幅な遅延は問題を投げかけるものでした。

双方の対話の仲介の動き

与野党の対立が激化する中で、双方が対話を通じて危機を解決するように仲介する動きも活発に行われるようになりました。10月には与野党代表者が、ローマ法王庁特使、サパテロ・スペイン元首相等の立会の下、カラカスにおいて開催されました。野党側は、トリアルバ MUD 事務局長、正義第一党などが出席しましたが、最過激派の大衆意志党は欠席しました。MUD の中で戦略の違いが深まった結果でした。11月には対話に向けジョルダノー・バチカン大使、与党代表が出席し、「真実、正義、人権、被害者への補償、和解」の4作業部

会が開催されました。引き続き 12 日には与野党代表者が、ローマ法王庁特使、サパテロ・スペイン元首相等の立会の下会談し、5 点で合意（アマゾナス州等当選保留議員の問題、全国選挙評議会（CNE）新委員 2 名の任命、医薬品、食料の供給、フォローアップ委員会の設置等）に達しました。12 月 6 日会合後、「ベネズエラ国内対話の立会人による声明」が発表され、次回会合までに、テーマ別の作業部会において、早急に、作業を進めることになりました。しかし、その後、野党は、政治囚が釈放されておらず、合意が実行されていないとして、政府との会談を打ち切りました。政治囚の釈放は、11 月 12 日の 5 項目の合意に含まれておらず、野党側が会談を打ち切るために持ち出したものでした。野党側では、マドゥーロ大統領の罷免国民投票の実施が 2016 年中には無理となったことから、大衆意志党の過激な方針が力を得て、国会でマドゥーロ大統領が混乱の責任があり辞任を求める決議を行いました。最高裁により国会の権限外だと否決されました。こうして対決の舞台は、野党対最高裁に移っていきました。

過激な街頭行動でマドゥーロ政権を追い詰める

17 年 1 月、国会の新議長にフリオ・ボルヘス（正義第一党）、ゲバラ第一副議長（大衆意志党）、フェルナンデス第二副議長（民主行動党）が就任し、ボルヘス議長は、同じ党のカプリーレス党首と連携し、過激な街頭デモでマドゥーロ政権を追い詰める戦術に転換しました。その背景には、今年 1 月 10 日をもって、マドゥーロ大統領の任期が 4 年を経過し、憲法第 233 条の絶対的欠陥が適用された場合、国民投票が行われず、副大統領が残りの任期を担当することになり、チャベス派政権が継続することとなること、石油の国際価格の回復により、国内経済の回復基調が見られ⁶、今後チャベス派政権の支持率が回復しつつあること、米国のトランプ政権誕生以来、米務省の野党への肩入れが一層顕著となり、野党を元気づけていること、メルコスール（南米南部共同市場）でベネズエラの資格停止が発表されたり、OAS（米州機構）のアルマグロ事務総長がベネズエラへの米州民主憲章の適用に加盟諸国を動員したりして、米州内でベネズエラの孤立化をはかっていることなどがあります。そうした情勢の中で、野党派は、過激な行動でマドゥーロ政権を一気に追い詰めることができると判断したからでした。3 月 2 日には米務省により、米上院外交委員会にチャベス派政権打倒における米国の役割が提案されています⁷。

1 月、国会で野党連合 MUD は、多数により、マドゥーロ大統領が職務放棄をしているとの宣言を採択しましたが、最高裁憲法法廷が、国会にはそうした権限がないとして無効としました。15 日マドゥーロ大統領は、最高裁の指示により、一般教書演説を最高裁で行うという異常な事態が生まれました。

一方、海外の与野党対話促進する組織・人々は、サンペール UNASUR 事務局長、サパテロ・スペイン元首相等がベネズエラを訪問し、ジョルダノ・ローマ法王庁大使とともに、与野党関係者と個別に会談し、「民主的共生の合意」と題する 21 項目の提案を行い、与野党間対話の進展を促しました。与党側は、提案を受け入れましたが、野党側は提案を拒否し、対案を提出すると述べました。25 日開催された CELAC（南米カリブ海諸国共同体）首脳

会議は、最終宣言で、ベネズエラにおいて憲法の枠内で、また外国によるベネズエラの内政不干渉の原則に基づいての与野党の国民的対話を支持し、米国大統領令による一方的な対ベネズエラ制裁の解除も要求しました⁸。米国が主導する OAS とは異なった国際社会の原則的基準を示した決議でした。

CELAC により批判された、米国は、ティラーソン国務長官が、「ベネズエラにおける交渉による民主政府への移管を模索するため、特に、ブラジル、コロンビア、OAS 等の多国間機関との緊密な協力が行われることが急務である」と述べ、さらに国務省はロペス大衆意志党党首、レデスマ・カラカス前大市長を含む政治囚の早急な釈放、国民の意思を反映する民主的なプロセスの回復を要求するとのコミュニケを発表し、オバマ政権と同じ内政干渉路線を継続することが明らかになりました。

アルマグロ OAS 事務総長の異常な執念

対照的に OAS では、米国政権と足並み揃えて、アルマグロ OAS 事務総長が、ベネズエラに対して米州民主主義憲章の適用を助言する報告書を提出しました。しかし、OAS は、歴史的に米国とともに内政干渉を行ってきた（1965 年ドミニカ共和国、1983 年グレナダ、1989 年パナマ）機関ですが、元になる米州憲章第 20 条には「いかなる国も他国の主権意志を強制するために、またそれによりなんらかの利益を獲得するために、抑圧的性格の経済的政治的性格の措置を適用したり奨励したりしてはならない」と、内政不干渉の原則が明記してあります。アルマグロ事務総長は、その後もマドゥーロ政権批判に執念のように突き進んでいきますが、さすがにあまりにも無法な態度に見かねてアルマグロ外相（当時）の大統領であったホセ・ムヒカ前ウルグアイ大統領は、「アルマグロが OAS で行っていることは、ベネズエラだけでなく、米州全体にとって危険である。われわれは、民主主義、人権の擁護、大量破壊兵器反対の主張を頻繁に聞いてきた。しかしそのあとに恐ろしい米国の干渉が来るのである」と警告しています⁹。アルマグロ事務総長の動員と米国の圧力により、3 月 OAS 加盟国 18 か国（アルゼンチン、バルバドス、バハマ、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントルシア、米国、ウルグアイ）が、ベネズエラの状態について協議するため、臨時常設理事会の開催を要請しました。

国会 VS 最高裁

国会が最高裁の決定に従わないことを厳しく批判してきたベネズエラ最高裁は、3 月 27 日、独自の判断で国会議員が憲法及び刑法に違反する状況下では、国会議員の不逮捕特権はないとの判決第 155 号を発表、さらに 29 日、国会がアマゾン県選出の議員の資格停止を命じている最高裁の判決を無視して国会活動を行わせていることから、一時国会の権能は、最高裁憲法法廷もしくは最高裁が命じた機関によって、直接行使されるとの判決第 156 号を発表しました。これらは、最高裁の権限と法の枠内で下した判決でしたが、政治的には不必要、不適切な判決で、主観主義的な誤りでした。内外からの批判、政権内部の不統一（ルイサ・オルテガ検事総長は反対）もあり、マドゥーロ大統領は、憲法第 323 条に基づいて緊急に 5

権の長を招集し国家安全保障評議会を開催しましたが、ボルヘス国会議長は出席しませんでした。同評議会では、判決は法の安定性を欠くもので誤りとし、最高裁に撤回を勧告しました。最高裁は、勧告に従い、判決を撤回しました。

この最高裁の誤りは、内外の反政府勢力にマドゥーロ政権への攻撃に絶好の機会を与えるものとなりました。28日 OAS 常設理事会が 20 カ国の賛成により開催されました。賛成した加盟国の多くから、ベネズエラにおける対話の促進、選挙の早期実施または選挙カレンダーの設定、政治囚の釈放、権力分立の確立等が述べられました。また同理事会は、4月3日、ワシントンで、ベネズエラ問題を協議する特別会合を開催すると発表しました。

野党は、最高裁の判決は、クーデターであると抗議を表明し、4月1日の抗議デモへの参加を国民に呼びかけました。反政府デモは、次第に過激度を増し、4月19日には10万人余に及び、ピークに達しました。与党側も大動員し、20万人程度が参加しました。

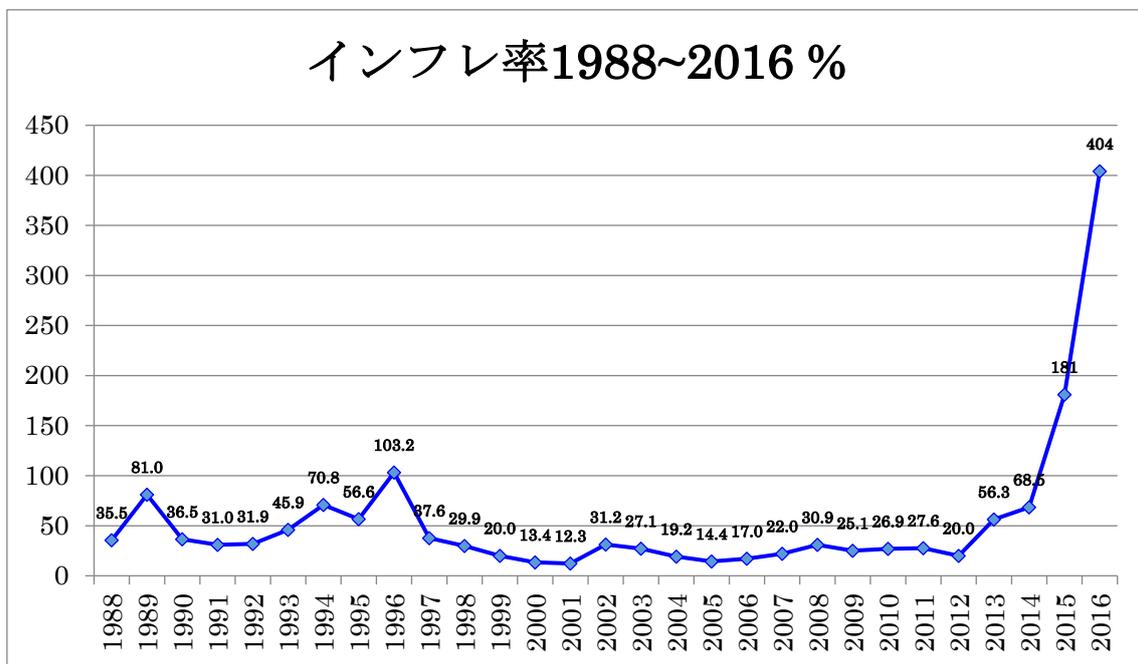
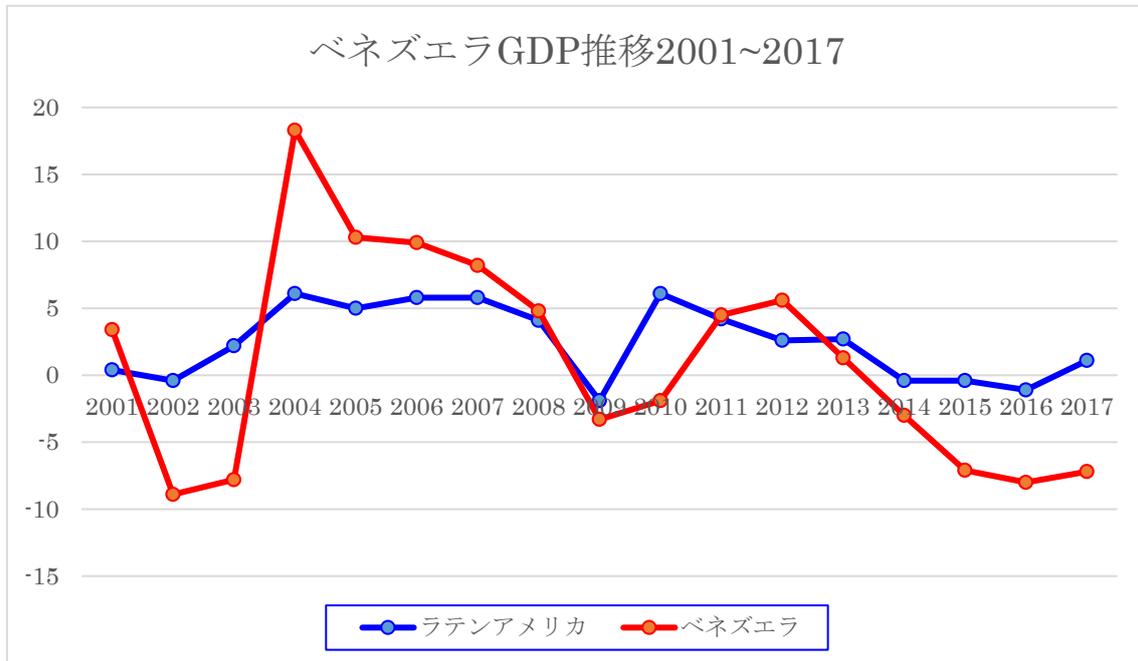
OAS は、4月26日、規則に背いてベネズエラの政情不安解決のため緊急会議をベネズエラの同意を得ることなく招集することを決定しました。ベネズエラ政府は、それに猛反発し、27日 OAS に脱退を通告しました。現在、OAS (35 カ国) 内部では反ベネズエラ勢力が 20 カ国となっていますが、ALBA-TCP 諸国 11 カ国他、エルサルバドル 12 カ国が賛成しています。5月2日エルサルバドルで CELAC 臨時外相会議が開催され、26 カ国が参加しました。欠席は、アルゼンチン、ブラジル、メキシコ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パラグアイでした。会議では共同声明は出されませんでした。各国が真剣にベネズエラの状況を討議し、最後の議長のもとめで、議長国のエルサルバドルのセレン大統領は、UNASUR、バチカンの仲介による対話の推進を訴えました。中南米の状況は、親米国である 8 カ国、アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、パラグアイが世論をリードしているのではありません。しかもこの 8 カ国のうち 4 カ国、アルゼンチン、ブラジル、ホンジュラス、パラグアイは、米国の反転攻勢戦略により生まれた政権であり、残りの 4 カ国は歴史的に親密な親米国であることを見落としてはなりません。4月29日フランシスコ・ローマ法王が UNASUR とともに仲介の役を果たしても良いと申し出ましたが、政府側は受け入れを表明しましたが、野党側は拒否しました。野党側は、あくまでも街頭による過激な行動でマドゥーロ政権を追い詰める方針なのです。

経済危機の実態は？

2016 年は、ベネズエラは、輸出の 90%以上を占める石油価格の低迷、熾烈な経済戦争の攻撃を受けて、ボリーバル革命の 17 年間で最も経済が困難な年でした。

外貨準備は、154 億ドルから 110 億まで 29%減少。食料、日用必需品の買い占め、売り惜しみ、横流しなどによりインフレは 404%に上りました¹⁰。米国のシティバンクによる経済状態の格下げによるベネズエラ経済の信用の下落、100 ボリーバル紙幣の国外への大量持ち出しによる日常売買の困難、大量の食料の隣国コロンビアへの持ち出しなどにより、政府の

経済運営が不十分との印象が引き起こされました。政府の為替政策の誤りなどもありましたが、国内の反対派による経済攪乱政策は、マドゥーロ政権の打倒と結びつけられて執拗なものでした。



これに対し、マドゥーロ政権は、昨年4月経済戦争対策として、食料省の管轄の下に供給・生産地方委員会 (CLAP)を設置し、地域住民の協力も得て、基礎食料品でトウモロコシ粉、食用油、米、粉ミルク、黒豆、砂糖、コーヒーなどの供給を特別価格で保障しました。現在まで 600 万家族 (全世帯数の 85%) に供給されています。その結果、17年3月政府は、

2016年の活動報告で、年金受給者の増加（5%増）、貧困層の減少（29%から14%へ減少）などを報告し、最悪の経済危機を切り抜けたと報告しています。筆者の友人たちも、モノ不足は散発的に見られるが、昨年より数段改善したと語っています¹¹。ジェットロ・カラカス事務所長の松浦健太郎氏は、「政府は緊急事態令を布くことで超法規的な措置を取り16年の混乱期を乗り切ることに成功した。・・・現に国民心理には改善が見え始めている」と報告しています¹²。

外貨準備も、国際原油価格が回復し、1バレル45ドル程度なり、ベネズエラ政府は4月には外貨準備を減らすことなく28億ドルの対外債務を返済しています。OPECの合意で石油生産量は日量190万バレルに抑えられていますが、原油価格の回復により、外貨収入は昨年よりも30～40億ドル増加するものと推測されます。2月フェアリア貿易相は、「すでに国内財政は回復しつつあると述べる。インフレが史上最大となっているが、それは投機によるもの」述べて、ベネズエラ経済が底を打ち、回復基調にあることを指摘しています¹³。

こうして見ると、ベネズエラ経済は、依然としてモノ不足、高いインフレが見られますが、一般の報道のように国家が破たんするほどの危機ではないことがわかります。

マドゥーロ政権は、独裁政権？

マドゥーロ政権に対して、独裁政権とか、強権政治とか言われます（写真1）。独裁政治、強権政治という批判はチャベスが大統領の時から行われた批判です。しかし、カラカスではテレビ局（アナログ）で11局あり、その内6局は民間で、毎日激しいマドゥーロ政権批判を放送します。また新聞も12紙あり、野党系が7紙、政府系はわずか2紙、中道紙が1紙という状態です。野党系の新聞は、マドゥーロ政権批判一色です。しかし、いずれも検閲されたり、閉鎖されていません。思想を異にすることから収監されている政治犯は、存在せず、レオポルド・ロペスなどの政治家は、街頭の破壊活動の扇動の罪で服役しているものです。また獄中で拷問が行われているという報告もでていません。

なによりも、年二回の国会では、会期中与党と野党の論戦が激しく行われています。野党が多数派を占める国会は、立法権を逸脱して、マドゥーロ大統領の退職決議を行い、最高裁から無効と判決が下されています。こうした独裁政権はないでしょう。

また、反政府派のデモも連日のように行われています。しかし、注意深く観察すると、MUDのデモがすべて破壊活動を行っているのではなく、カラカス市のすべての地域で破壊活動が行われているのでもありません。MUDのデモの中に破壊活動専門の武装グループが組織され、覆面、ガスマスク、火炎瓶などをあらかじめ準備して（写真2、3）、街頭で建造物を破壊し、警官隊を挑発し、警官隊の激しい制圧行動を引き出し、弾圧が行われていると、内外の大手メディアに報道させるのが目的です。過激な破壊行動に出ない限り、警官隊から弾圧されることはありません。4月19日の反政府派のデモは、大部分は平然と行われましたが、一分に暴力グループが組織され、街頭で破壊活動を行い、それを制圧しようとする警官

隊と激し衝突を繰り広げました。暴力グループは、青年たちで占められ、覆面、ガスマスク、火炎瓶を初めから用意しており、警官への挑発活動を行うことは明白でした。反政府派により、平和的デモとして動員された3日後の22日のデモは、老若男女が参加し平然と行われ、マドゥーロ政権の批判を訴えました（写真4）。

このように、マドゥーロ政権が独裁政治を行っている批判は当たりません。ロペス国防相は、内外のメディアは、ベネズエラが政治的不安定の風土が存在しているように見せるための蜃気楼を作ろうとしているのですと指摘しています¹⁴。



<写真1>



<写真2> UN 17.05.06



〈写真 3〉



〈与党派の整然としたデモ〉



〈写真 4 MUD の整然としたデモ〉

マドゥーロ政権の制憲議会招集提案をどうみるか。

現行の憲法改正については、昨年 2 月～3 月野党の MUD が、政権交替に向けた合法的なメカニズム、つまりマドゥーロ大統領退陣に向けた戦術として、大統領任期短縮を規定する憲法修正条項追加、罷免国民投票、憲法改正、大統領自身による辞任等を想定して、盛んに議論したことがあります。国会の過半数を大きく超える議席を頼みにした、いわば党利党略の憲法改正案でした。もっとも MUD は罷免国民投票に戦略を決めて、憲法改正が発議されることはありませんでした。

本年 5 月 1 日、マドゥーロ大統領は、憲法第 348 条に基づいて制憲議会の招集を提案しました。MUD は、即座に拒否しました。詳細はこれから制定委員会で議論されますが、現在のところ明らかになっているところは次の通りです。

反対派にも討論への参加を呼びかける。

500 名余の議員のうち、250 名は各界の政治的・社会的部門から選出。250 名は地域別に選出。

一般的、直接、秘密投票で選出。

制定委員会議長にエリアス・ハウア、事務局長にアダン・チャベスなど 14 名を任命。

新憲法の制定でなく憲法の改正。国民投票は行わない。

国家の再編成、社会的変革計画の追加

他の 5 権を解体することでなく、共存するもの。

目的：

1. 国内の平和
2. 経済制度の改善
3. 社会変革計画を憲法に入れる
4. 社会正義の強化
5. 反テロ・麻薬の戦い
6. 参加型、国民が主人公の民主主義
7. 主権の擁護
8. 領土保全と干渉の拒否
9. 地球の生命の保障と維持

憲法弁護士のエンリケ・ティネオ氏は、国民投票は本件の場合不要と述べていますが¹⁵、与党内にも必要という意見もあります。筆者は、ラテンアメリカで最新の憲法であるボリビア憲法、エクアドル憲法において、いずれもいかなる場合でも国民投票が必要であると述べていることからすれば、現行憲法に規定がなくても、国民投票を行うべきと考えます。

終わりに代えて

ベネズエラでは、左右の勢力が、全力を挙げて正面から対決しています。これは今に始まったことではなく、チャベス大統領の時期にも同じ構図で闘われました。ベネズエラの真の社会変革を推進する勢力、革命の側と、これまでの富と権利を維持してそれをつぶそうという寡頭勢力、富裕層、それを支援する海外の反動勢力の反革命の側、両者の生存をかけた熾烈な戦いです。反革命の側は、目的は一つ、革命を推進する政権をつぶすことで、クーデターあり、街頭での破壊活動あり、経済戦争あり、偽の情報の拡散あり、内政干渉ありです。革命の側は、これに対抗しつつ、社会改革を進めますが、憲法に依拠しながら反革命の策謀と戦わなければなりません。その中で対応に誤りが出ることもあります。その点を反革命側は利用して反撃します。しかし、そうした複雑な戦いにおいて、国民の立場にたち、より良い社会をめざしているのはどちらの側か、惑わされず見ることが重要と思います。

(2017年5月7日 新藤通弘)

¹ 17.04.27 Cubadebate、 Carlos Fazio.

² 16.05.23 Telesur.

³ 71%の市民は反対。68%はアメリカの内政干渉と見る。67%の市民は、反対派がこの問題に反対すべきという。

⁴ ジョン・ガンサー『南アメリカの内幕2』土屋哲・町野武訳（みすず書房、1970年）145-147 ページ。

⁵ Declaración Final del XXII Encuentro del Foro de São Paulo – San Salvador – 2016

⁶ 17.03.24 Ultimas Noticias、 Jesús Faria ministro de Comercio Exterior e Inversión Extranjera、

⁷ 17.04.19 Cubainformación

⁸ CELAC、 Declaración Política de Punta Cana.

⁹ 17.04.30 La Red 21

¹⁰ 17.02.15 El Universal 404%という数字は非常に高い数字ですが、俗にいわれる600%というものではありませんでした。経済シンクタンク・Torino Capital社は、ベネズエラは、高インフレであるが、ハイパーインフレには陥っていないと指摘しています。

¹¹ 医薬品の不足については、誇張して報道されているようです。16.07.01 ベネズエラ政府は、2月から続いた計画停電の中止を発表するとともに、医薬品は85%不足しているという批判に、ブランド品が不足しているのであり、医薬品の不足は15%と述べています。

¹² 松浦健太郎「外国プレスが報じないベネズエラのもう一つの真実」、『ラテンアメリカ時報 2017年春号』（ラテンアメリカ教会）。現地で生活し、国際報道に惑わされずに冷めた目で見た客観的な報告です。

¹³ 17.02.02 El Nacional.

¹⁴ 17.05.06 Ultima Noticias.

¹⁵ 17.05.05 Telesur.